平成２１年（フ）第２３５号
三重県四日市市新正１丁目12番１号303号、住民票上の住所三重県四日市市野田２丁目３番３号
債務者　鈴木　臣司
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
三重県桑名市大字江場532番地５
債務者　小口　里沙（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
三重県四日市市室山町1545番地２
債務者　金田　和美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
三重県三重郡菰野町大字田口2743番地１
債務者　舘　　友博
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
三重県四日市市伊坂台３丁目180番地２
債務者　小島　寛晃
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
鳥取県鳥取市里仁33番地の13、旧住所大阪府茨木市丑寅２丁目17番７号
債務者　鎌田　裕孝
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５１号
鳥取県鳥取市雲山369番地２　コーポ・ラセーヌ105号、旧住所鳥取県八頭郡若桜町大字若桜559番地
債務者　坂本　智香（旧姓盛田）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５２号
鳥取県鳥取市富安１丁目99番地　セジュール多賀201号
債務者　吉村　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６３号
鳥取県境港市東本町54番地１　コーポサニーⅡ115号室
債務者　松永　　泉
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６５号
鳥取県米子市西福原６丁目５番68号105号
債務者　永林　一則
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７７号
鳥取県西伯郡大山町野田71番地
債務者　岡田　和雄
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４２３号
広島市東区福田４丁目2086番地１
債務者　田頭　秀樹
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８３号
広島市東区若草町４番26―710号
債務者　山村冨弥惠
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３３号
広島市南区西霞町２番27―401号
債務者　中本　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３４号
広島市安佐南区古市３丁目25番５―302号
債務者　中野　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９０号
広島市西区鈴が峰町39番３―301号
債務者　河崎　衣子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４２号
広島市南区段原南１丁目１番６―504号
債務者　赤木　裕二
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８８号
広島市安佐南区高取南１丁目12番11号
債務者　谷　　正吉
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部